

令 和 7 年 度
一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第4項及び「高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（平成5年高槻市条例第27号）」第20条の規定に基づき、令和7年度の一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

高槻市長 濱田 剛史

1. 処理区域 高槻市全域

2. 廃棄物の種類（一般廃棄物の排出状況）

（1）ごみ (単位 t/年)

種類	可燃ごみ	大型可燃ごみ	不燃ごみ	リサイクルごみ		ペットボトル (抛弃回収)	家庭系 持込ごみ	事業系 ごみ	合計
				古紙・古布類	缶・ビン・ペットボトル				
排出量	48,800	5,000	1,900	4,100	3,100	80	610	32,800	96,390

（注1）事業系ごみについては、市の処理場への搬入量である。

（2）実験動物等の発生量は、市内において 20 t とする。

（3）魚腸骨の発生量は、市内において 400 t とする。

（4）し尿及び浄化槽汚泥 (単位 kℓ/年)

種類	し尿	浄化槽汚泥	し尿を含む ビルピット汚泥	合計
排出量	4,800	3,700	100	8,600

3. ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 減量化のプロセス

① ごみの回避（ごみを作らない）を第一義とした施策を展開する。

- ・廃棄物減量等推進員制度を活用して、研修会の開催、情報の提供等を通じてごみ減量化や再資源化のための地域的なネットワーク作りに努める。
- ・すぐごみになるものは買わず、家庭内にごみを持ち込まないように、また計画的な食品の購入や冷蔵庫の定期的な点検等を通じて、ごみを作らないための生活スタイルへの転換等の啓発活動を行う。

② ごみの減量化を図る。

- ・包装の簡素化やばら売り等を推奨し、日常的な買い物行動の中でも、包装関連廃棄物の減量化が図られるよう市民啓発を行う。
- ・市やスーパーマーケット等が設置している資源回収ボックスの利用拡大を図り、百貨店やスーパーマーケット等の事業者の協力の下に、レジ袋やトレイ、ラップ包装等の減量と包装の簡素化を図るとともに、通い箱等による納品の際の廃棄物減量化を進める。
- ・事業系一般廃棄物の排出量が日量 250 キログラム以上の事業所又は事業用の建築物の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の事業所については、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任や減量等計画書の提出を求め、その減量化を促進するほか、必要に応じて研修会等を開催する。
- ・買い物の際にマイバッグを持参することによって、レジ袋やトレイ等の包装系廃棄物の減量化が図れるようマイバッグ持参運動について広報紙等を通じて啓発する。
- ・出前講座やイベント等において市民啓発を行う。
- ・食品廃棄物を多量排出する事業者に対しては、効果的な削減手法等の助言を行う。また、食品廃棄物の削減に取り組む市内の店舗を高槻市エコショップとして認定することにより、食品廃棄物の削減を進める。

③ ごみのプレサイクルを推進する。

- ・日常的な生活用品について使い捨て容器ではなく、再使用・再利用容器の拡充とその購入・利用を促進する。
- ・市が購入する製品についても、できる限り使い捨て容器を避け、詰替え式のもの、再利用容器入りの製品を積極的に利用する。
- ・小・中学校における総合的な学習の時間への支援の充実（パッカー車積み込み等体験学習の機会提供・「職員出前講座」等による講師派遣等）を図る。また、小学 4 年生向け副読本の作成・配布を行う。

④ ごみのリサイクルを進める。

- ・空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙、古布等の再資源化が可能なごみについては、月 2 回の収集間隔で、定期的な回収を行い分別後、品物ごとに再資源化を行う。
- ・スーパーマーケット等の協力を得て、ペットボトルの店頭回収方式（拠点回収）を行い、選別・圧縮後に再資源化を行う。
- ・庭や空き地等のある家庭では、コンポスターにより、マンション等の庭のない家庭では、ぼかし肥を活用して生ごみのリサイクルを計画的に推進する。
- ・小売業者や製造業者等の責任による回収・再資源化が円滑にすすむよう家電リサイクル法に基づき、テレビ、ユニット形エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機の適正な引渡しを広報紙等の媒体を活用して行う。また、市が収集・運搬を行う指定製品は、家電リサイクル法において小売業者に引き取り義務のない場合に限り、電話申込を受けて収集し、下記の指定引取場所まで運搬を行う。

○大阪センコー運輸株式会社 高槻指定取引場所
TEL 072-677-5717

○摂津市一津屋3-6-1 日本通運(株)大阪東支店摂津流通センター
TEL 06-6349-0202

- ・集団回収の促進を図るため、未実施自治会等にも周知・啓発を行い拡大を図る。
- ・資源有効利用促進法に基づいて実施されたパソコンメーカー等による家庭系パソコンの回収・リサイクルが円滑にすすむよう広報、チラシ等を活用して啓発を行う。

⑤ ごみの適正な処理を行う。

- ・家庭から排出される、可燃ごみ、大型可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみの収集については、ステーション方式で行う。
ステーション方式とは、高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例第21条の2第1項に規定する家庭廃棄物を収集するごみ集積場所であって、原則として、それを利用しようとする市民等が協議の上に位置を定め、本市が収集可能であると確認した場所に排出されたごみを収集する方式である。
- ・市の処理計画に合致する市内で発生した一般廃棄物については、エネルギーセンターの運転管理計画に基づいて適切な処理を行う。
- ・リサイクルごみとして収集・運搬したごみは、適切な選別処理等を行い、再資源化を行うが、選別残さ等が出た場合には、エネルギーセンターで焼却等の処理を行う。
- ・家庭系一般廃棄物のうち引越しや整理、樹木の剪定等で一時的に多量のごみが排出される場合には、事前申し込みにより臨時ごみとして有料で収集を行う。
- ・処理義務がない、又は現有する中間処理・最終処分の方法により処理できない、若しくは適正な処理が困難であるために、市が処理しないごみは「別紙」のとおりとする。

4. 廃棄物の処理方法（一般廃棄物の処理主体）

(1) ごみ

種 別	収 集・運 搬	処 分
可 燃 ご み	委 託	市
大型可燃ごみ	委 託	市
不 燃 ご み	市	市
リサイクルごみ (古 紙 ・ 古 布 類)	委 託	委 託
リサイクルごみ (缶 ・ ビン ・ ペットボトル)	委 託	委 託
ペットボトル（拠点回収）	市	委 託
家庭系持ち込みごみ	市	市
犬・猫等の死体	市	市
事業系一般廃棄物	事業者・許可業者	市・事業者
家電リサイクル法 に基づく指定家電製品	市・事業者	事業者
資源の有効利用の促進に 関する法律に基づく 指定再資源化商品	事業者	事業者
実 驗 動 物	事業者・許可業者	事業者・許可業者
魚 腸 骨	指定業者	指定業者

(注1) 事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物に限る）については、事業者が自ら収集運搬するか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項」により市が収集運搬の許可を与えた許可業者（11社）に委託して、収集運搬しなければならない。

(注2) 事業者及び許可業者が市の処理施設に搬入できるごみは、市の処理施設で処理可能な可燃ごみに限る。

(注3) ごみを自己搬入する場合には、不燃ごみと可燃ごみとに分別しなければならない。

(注4) 特別管理一般廃棄物のうち、感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行う。

(注5) ペットボトル（拠点回収）とは、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルである。

(注6) 家庭系ごみの臨時ごみは、市の収集及び処理であり可燃及び不燃ごみに含むこととする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

種 別	収集・運搬	処 分
し尿 (定時・従量)	委 託	市
し尿 (臨時)	委 託	市
浄化槽汚泥	許可業者 (清掃を含む)	市
し尿を含むビルピット汚泥	許可業者 (清掃を含む)	市

5. その他処理計画上必要な事項

(1) 収集運搬計画

①市が行うもの

項 目	臨 時 ご み	不 燃 ご み	ペ ッ ト ボ ト ル (拠点回収)
収 集 量	800t	1,900 t	80 t
収集区域	高槻市内	日程表で別に定める区域	スーパー・マーケット等拠点
収集回数	隨時	おおむね月1回	おおむね週2回
収集方法	各戸収集	ステーション方式	スーパー・マーケット等拠点方式
運 搬 先	市の処理施設	市の処理施設	市の処理施設

②委託業者が行うもの

項目	可燃ごみ	大型可燃ごみ	不燃ごみ
収集量	48,000 t	5,000 t	0 t
収集区域	日程表で別に定める区域		
収集回数	おおむね週2回	おおむね月1回	
収集方法	ステーション方式		
運搬先	市の処理施設		

項目	リサイクルごみ 古紙・古布類	リサイクルごみ 缶・ビン・ペットボトル	し尿
収集量	4,100 t	3,100 t	4,800 kℓ
収集区域	日程表で別に定める区域		
収集回数	おおむね月2回	おおむね2週間1回	
収集方法	ステーション方式		
運搬先	委託先の処理施設		
	市の処理施設		

③事業者又は市の一般廃棄物（ごみに限る）処理業許可業者が行うもの

項目	高槻市内から排出する事業系ごみ
収集量	32,800t
収集区域	高槻市内
収集回数	各事業者において必要とする回数
収集方法	各戸収集方式等各事業者の必要に応じた方法
運搬先	市の処理施設、実験動物は許可業者の施設、一般廃棄物処理業者、魚腸骨は指定業者の施設

（注1）市の処理施設に搬入できるごみは、市の処理施設で処理可能な可燃ごみに限る。

④市の一般廃棄物（浄化槽汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥）処理業許可業者が行うもの

項目	高槻市内の浄化槽及びビルピット清掃に伴って排出される余剰汚泥
収集量	3,800 kℓ
収集区域	高槻市内
収集回数	浄化槽及びビルピットの清掃に伴って収集する
収集方法	各戸収集方式
運搬先	市の処理施設

(2) 中間処理計画
①処理施設の概要

項目	ごみ	し尿
施設名	エネルギーセンター	エネルギーセンター分室
所在地	高槻市前島三丁目8番1号	高槻市唐崎西一丁目17番1号
処理方式	連続燃焼式機械炉	前処理下水放流方式
公称能力	510t/日	84kℓ/日

②市の処理施設に搬入される廃棄物の内訳

項目	ごみ	し尿
直営	2,780t	0kℓ
委託業者	60,220t	4,800kℓ
許可業者等	33,830t	3,800kℓ
合計	96,830t	8,600kℓ

(注1) ごみの委託業者分には、し尿夾雜物及びリサイクルごみの選別残さを含む。

(注2) ごみの許可業者等分には、事業者等による自己搬入量、実験動物及び魚腸骨の指定業者による処理を含む。

(注3) し尿の許可業者分には、し尿を含むビルピット汚泥を含む。

(3) 動物実験の処理計画

中間処理に係る民間事業者の名称及び所在地

施設名 (株)猪名川動物園
所在地 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番2号
施設名 (株)美濃ラボ
所在地 岐阜県海津市平田町今尾1195-1

(4) 魚腸骨の処理計画

中間処理に係る民間事業者の名称及び所在地

施設名 小島養殖漁業生産組合

所在地 大阪府岸和田市臨海町16番1号

③委託業者による資源化選別の内訳

項目	リサイクルごみ 古紙・古布類	リサイクルごみ 缶・ビン・ペットボトル
資源化量	4,080 t	2,730 t
残さ量	20 t	可燃残さ 280 t
		不燃残さ 90 t

注 古紙・古布類残さ及び、缶・ビン・ペットボトルの可燃残さは市処理施設へ。

缶・ビン・ペットボトルの不燃残さは、フェニックス処分場へ搬出。

④残さ量及び処分方法

項目	ごみ	し尿
残さ量	11,500 t	夾雜物 20 t
処分方法	フェニックス処分場及び、 市最終処分場へ搬出	市処理施設で焼却

(5) 最終処分計画

フェニックス処分場への処分委託及び、市最終処分場

市最終処分場の名称 高槻市エネルギーセンター内一般廃棄物最終処分場

所在地 高槻市前島三丁目8番1号

埋立地面積 40, 190 m²

全体容量 230, 000 m³

残余容量 37, 618 m³ (令和6年3月末現在)

(6) 維持管理における各種分析・検査計画

① ごみ処理施設

項目	頻度	測定方法等
ごみ質	年4回	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (厚生省通知:年4回以上)
焼却灰の熱しゃく減量	年12回	(厚生省通知:月1回以上)
焼却灰に含まれるダイオキシン類	年2回	
ばいじんに含まれるダイオキシン類	年1回	(同上施行規則:年1回)
燃焼室出口温度・一酸化炭素	常時	(同上施行規則:常時)
放流水の水質	pH・COD・BOD・SS・塩化物イオン・フッ素・硝酸イオン・電気伝導率・ヒ素・全水銀・鉛・六価クロム・シアノ・カドミウム	年12回 高槻市下水道条例 (同上施行規則:月1回以上)
	上記以外の健康項目、環境項目の中において排出のおそれがあるもの	年2回 (同上施行規則:年2回以上)
	ダイオキシン類	年1回 (同上施行規則:年1回以上)
ばい煙	ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物 塩化水素	年6回 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (同上施行規則:6月1回以上) (厚生省通知:2月1回以上)
	水銀	年3回 大気汚染防止法 (同上施行規則:4月1回以上)
	カドミウム・鉛・ニッケル化合物・ヒ素 及びその化合物・クロム及び三価クロム化合物	年2回 大阪府生活環境の保全等に関する条例 (同上施行規則:年2回以上)
	上記以外の有害物質項目の中において 排出のおそれがあるもの	年1回
	ダイオキシン類	年1回 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (同上施行規則:年1回以上)

② 最終処分場

項目	頻度	測定方法等
放 流 下 水 の 水 質	pH・塩化物イオン・電気伝導率・BOD・COD・SS 全水銀・カドミウム・亜鉛・鉛・銅・フッ素・硝素	年 12回 高槻市下水道条例 (同上施行規則：月 1回以上)
	上記以外の健康項目、環境項目の中において排出のおそれがあるもの	年 2回 (同上施行規則：年 2回以上)
	ダイオキシン類	年 1回 (同上施行規則：年 1回以上)

③ 立地周縁地下水水質

項目	頻度	測定方法等
pH・塩化物イオン・電気伝導率 上記以外の健康項目、環境項目の中において排出のおそれがあるもの ダイオキシン類	年 12回 年 2回 年 1回	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (総理府・厚生省令：月 1回以上) (総理府・厚生省令：年 1回以上) (総理府・厚生省令：年 1回以上)

6. 市に帰属する資源物

高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例第21条の3第1項に規定する再利用が可能なものとして市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 空き缶
- (2) スプレー缶
- (3) 台所用品（やかん、ナベ類）
- (4) 古布類
- (5) 古紙類
- (6) 牛乳パック
- (7) 空ビン類
- (8) 不燃ごみのうち金属類を含むごみ
- (9) ペットボトル

市 が 处 理 し な い ご み

1. 市に処理責任のないごみ
 - ・ 産業廃棄物
 - ・ 特別管理産業廃棄物
 - ・ 市域外で発生した廃棄物
2. 適正処理・リサイクル等の処理体制が整備されているもの
 - ・ 自動車類（部品含む）
 - ・ タイヤ類
 - ・ バッテリー類
 - ・ オートバイ類（原動機付自転車を含む）
 - ・ 消火器類
 - ・ ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池
 - ・ ピアノ
 - ・ 家庭系パソコン、タブレット等
 - ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器
(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機)
 - ・ F R P船類
3. 処理が困難であるもの
 - ・ 特別管理一般廃棄物
 - ・ シンナー・ガソリン等の油類、ペンキ類
 - ・ 化学薬品及び農薬類
 - ・ 注射針等の医療器具類
 - ・ 破碎できない大きなもの、硬いもの（耐火金庫類、ガスボンベ類、農機具類、ドラム缶類、介護用ベッド類、浴槽類、電気温水器類、ソーラー温水器類、シニアカー等）
 - ・ 長さ 50 cm、直径 10 cm 以上の木材類
 - ・ タタミ類 4 分の 1 以上（約 96cm × 48cm）
 - ・ 庭石類（石、砂、土等）、コンクリート・石膏ボード類
 - ・ 仏壇類
4. その他
 - ・ その他 1 から 3 に類するもの